

稲敷市公告第10号

水難救護法(明治32年法律第95号)第25条第1項の規定に基づき拾得した漂流物を保管しているので、同法第25条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月20日

稲敷市長 笥 信太郎

- 1 拾得物件及び形状寸法
漁業用ボート(材質不明)
全長：約3.5m
幅：約1.1m
高さ：約0.5m
船体番号：不明

- 2 拾得年月日
令和7年2月4日

- 3 拾得場所
利根川(稲敷市四ツ谷地先)

- 4 その他
公告後6か月が経過し、受取の申出がない場合は、所有者がないものと認め処分します。